

○原子爆弾被爆者年末見舞金支給要綱

平成 19 年 10 月 1 日

(総則)

第 1 条 原子爆弾被爆者に対する年末見舞金(以下「見舞金」という。)の支給については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 見舞金の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (2) 毎年 11 月 1 日現在、本市の区域内に住所を有する者

(支給)

第 3 条 市長は、被爆者健康手帳交付台帳に基づき対象者名簿を作成し、前条第 2 号に掲げる要件に該当することが確認できた者に対し、見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第 4 条 見舞金の額は、対象者 1 人につき 5,000 円とする。

(その他の事項)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。